

放課後等デイサービス 宙

日中一時支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人北信福祉会（以下「事業者」という。）が設置する放課後等デイサービス 宙（以下、「事業所」という。）が行う指定障害児通所事業の放課後等デイサービス（以下、「放課後等デイサービス」という。）において実施する地域生活支援事業の日中一時支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、日中一時支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児（以下「利用者」という。）並びに障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守して事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 放課後等デイサービス 宙

（2）所在地 福島県福島市北沢又字下稲荷川原1-73

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている日中一時支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。
- (ウ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (エ) 障害児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員又は保育士 2名以上 (常勤職員 2名以上)

障害児等に対し適切な支援等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、土、日、国民の祝日を除く（年間カレンダーによる）
- (2) 営業時間
平日 9時30分から18時30分までとする。
学校休業日 9時00分から18時00分までとする。
- (3) サービス提供日 営業日と同日とする。
- (4) サービス提供時間
平日 9時30分から18時00分までとする。
学校休業日 9時00分から18時00分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10名とする。

(日中一時支援を提供する主たる対象者)

第7条 日中一時支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

6歳から18歳までの就学児童で学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）で主に小学校から中学部高学年までを対象とする支援が必要と認められた障がい児

(日中一時支援の内容)

第8条 事業所で行う日中一時支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活における基本的動作の訓練
- (2) 集団生活適応訓練
- (3) 創作的な活動の指導
- (4) 健康状況の把握と管理、指導
- (5) 地域の関係機関と連携した適切な支援
- (6) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の学校等と事業所との間の送迎を行う。

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第9条 日中一時支援を提供した場合の利用料の額は、福島市長が定める額とし、当該日中一時支援が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、利用者の地域生活支援事業利用承認決定通知書に記載された月額上限額の範囲内とする。

2 次に定める費用については支給決定障害者等から徴収するものとする。

- (1) おやつ代 1食あたり100円
- (2) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって支給決定障害者等に負担させることが適当とみられるものの実費

3 第2項に係る費用の支払いを受ける場合には、支給決定障害者等に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 障害児の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨を申し出ること
- (2) 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと
- (3) 事業者は、前条に規定する費用の請求を受けた保護者が、納期限までにこれを支払わなかった場合、規定により督促状を発行する。
- (4) 事業者は、保護者が前項の規定による督促状の納期限まで支払わなかった場合、契約を解除し、新たな契約締結を拒むことができる。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、福島市、伊達市とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 現に日中一時支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合

その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、児童発達支援管理責任者、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 日中一時支援の提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 日中一時支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

- 第14条 提供した日中一時支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した日中一時支援に関し、福島市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して福島市が行う調査に協力するとともに、福島市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、事業所において適切な放課後等デイサービスの支援の提供ができるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従事者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 2 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 3 事業者は、障害児等に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月12日から施行する。

一部改正 令和7年4月1日